

平成21年9月11日
警察庁長官官房給与厚生課

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則について

1 改正の趣旨

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第6条において、

犯罪被害者等と加害者との間に親族関係があるとき

犯罪被害者等給付金を支給すること、又は全額支給することが社会通念上適切でないとき

等に該当する場合には、犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことができる」とされている。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）は、これらの場合に該当する具体的な減額・不支給事由について規定しており、今回の改正は、当該減額・不支給事由規定の見直しを行うもの。

2 主な内容

(1) 暴力組織に属していた者に係る不支給事由の見直し

現行規則は、犯罪被害者等が暴力組織に属していたことを不支給事由としつつ、暴力組織に属していたことと犯罪被害を受けたことに関連がなければ、全額支給することとしている。

今回の改正は、暴力団排除等の観点から、犯罪被害者等が暴力組織に属していたことと犯罪被害を受けたことに関連がなくとも、申請者が現に暴力組織に属しているときには、不支給とするもの。

(2) DVの場合における特例の見直し

現行規則は、犯罪被害者等と加害者が夫婦であるときは、原則は不支給となるが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく保護命令が発せられていたことなど特別な事情がある場合には、3分の2の額まで支給できるとしている。

今回の改正は、上記の事情に加えて、犯罪被害者等に他の帰責事由がな

いなど特に救済の必要が高い場合には、離婚していた場合等と同様に全額支給できることとするもの。

3 その他

公布 平成21年 9月11日

施行 平成21年10月 1日